

一、總會てハ其ニ選舉ノ事務スルニ當リテハ、内容ニ宜シクスルコト

二、組織方法

各聯合ニ對シテハ、其ノ事務ニ當リテハ、

其ノ事務ニ當リテハ、其ノ事務ニ當リテハ、

其ノ事務ニ當リテハ、其ノ事務ニ當リテハ、

其ノ事務ニ當リテハ、其ノ事務ニ當リテハ、

其ノ事務ニ當リテハ、其ノ事務ニ當リテハ、

其ノ事務ニ當リテハ、其ノ事務ニ當リテハ、

其ノ事務ニ當リテハ、其ノ事務ニ當リテハ、

其ノ事務ニ當リテハ、其ノ事務ニ當リテハ、

其ノ事務ニ當リテハ、其ノ事務ニ當リテハ、

其ノ事務ニ當リテハ、其ノ事務ニ當リテハ、

其ノ事務ニ當リテハ、其ノ事務ニ當リテハ、

財團法人協調會大阪支所

二、地方組合會議又ハ無産團體協議會ノアル所ハソレヲニ提議シテ協同ノ行動ヲ取ルコト

三、地方組合會議又ハ協議會ノ設立ナキ處デハ此ノ運動ニヨツテ永續的會議又ハ協議會ノ成立ヲ促シ共同ノ行動ヲトルコト

不可能ナル場合ハ又他團體ノ存在セル地方ハ單獨テ行動スルコト

四、組合員ニ對シテハ如上ノ方針トスローガンヲ徹底セシメ行動ニ參加セシメルベク努力アジテイノキスルコト

五、コノ運動ノ指導ノ任務ハ政治部デアル

大正十五年八月二十日

日本労働組合評議會 中央委員會

△八、總選舉及地方自治體ノ選舉運動ニ關スル件 説明 國領吉

「實行方法」

指令ヲ出スコト

審議可決

總選舉及地方自治體ノ選舉運動ニ對スル指令

一郎